



所長コメント

広島は川の街だ。

太田川放水路で、もっとも南にある橋に注目している。広島のホテルは、西から、太田川放水路、天満川、本川、元安川、京橋川、猿猴川の6つの川で形作られている。川が多いということは橋も多い。

太田川放水路のもっとも海より湾岸道路にかかる橋が現在建設中だ。この橋が架かれれば、都市高速の料金は別にして商工セン

ターから広島東インターまで20分で行ける。ヤジローペーみたいにバランスを保ちながら左右に伸びてドッキングする。その造っていく工程は匠の技を見るようで私には芸術のように思える。広島市が管理する15メートル以上の橋は現在668橋あり、築50年を超える橋が60橋、20年後には319橋(48%)になるとのこと。厳しい地方財政の中で、こういったインフラのメンテナンスが今後大幅に増えそう。

社長の仕事

税理士

大場史郎

建設業界が忙しい

消費税増税前の駆け込み需要、更にはアベノミクスによる公共工事の増加、また景気回復期待に伴う企業の設備投資や商業施設等の建設など。

ところが需要があっても、供給が追いつかない。その一番の原因は職人の不足である。民主党政権による「コンクリートから人へ」の政策により、需要が激減し、その結果、廃業、転職した職人が多い。更にその減った職人が震災復興特需の東北地方に多く流れ、地元には少ないのである。

当然腕のいい職人は奪い合いになり、賃金も上がる。ここ数年賃金は叩かれ続けて来た、むしろ上がるのが当然だろう。

建設労働者はいわゆる3K(きつい、汚い、危険)産業で、若者に人気がない。当社の関与先を見ても高齢の労働者、職人が多い。

関与先の社長さんも嘆いている。「いくら求人を出しても、まったく応募がない。」

建物や構造物を造るという大切な仕事を担うわけで、誇りを持って働ける職業であってほしい。今は汗を流して働くことがあまりに軽んじて見られるようだ。

最近のニュースでは呉市の庁舎建て替えの入札が何度か不調に終わって、やっと地元の五洋建設が落札したという記事があった。

資材、人件費など原価が上がり、建築費も上昇している。政府もデフレ脱却と声高に叫んでいるのだから、むしろ歓迎すべきことかもしれない。この秋はどうやら値上げの秋となりそうだ。たとえ便乗値上げでも、円安や行き過ぎたデフレが反転し、企業が強気になれば、結果的に企業収益が上がり、来年の春闘も久しぶりに賃上げが実現できるかもしれない。僕も私も値下げ値下げというデフレスパイラルが止まらなければ、日本の回復は来ない。

自民党政権になって、実質初の予算が年内に骨格が出来上がる。1,000兆円の国債発行残がある中で、メリハリを付けるのは難しいかもしれない。

日本の道路、橋、トンネルその他公共施設は戦後一気に造られたもので、一斉に耐用年数が切れる。今後これらの資産を再生させるためには相当の予算が必要になる。

これからのコンクリートは新築ではなく改築、大規模修繕といったことが主になりそうだ。

手法として民間の資金や力を借りなければいけないかもしれない。

建設業界はリニューアルということがキーワードになりそうだ。



“会社の吸収合併”

Aさん： Y株式会社は、業績の良いX株式会社が100パーセント出資しているX株式会社の子会社なんだけど、儲けが出ていないので、このへんで解散しようかと考えているところなんだ。

わたし： それなら、Y会社を解散するよりX会社に吸収合併の方がメリットが大きいんじゃないかな。

Aさん： どういう点で？

わたし： Y会社を解散するには、解散→清算→清算終了の各手続を経なければいけないけど、Y会社をX会社に吸収合併することにすれば、当然Y会社は解散することになるから、手間がかからないし、それに、Y会社の負債・損失を業績の良いX会社が承継するから、X会社にとって節税になると思うよ。どれくらいの節税になるかについては税理士さんに相談してもらわないといけないけどね。

Aさん： でも、吸収合併って、手続が面倒なんじゃないの？

わたし： ①吸収合併契約の締結、②株主総会の吸収合併の承認決議、③債権者異議催告(1か月以上の異議期間)の官報公告などを経て、X会社についてはY会社の吸収合併による変更登記、Y会社については合併による解散登記をするんだけど、子会社Yが親会社Xに吸収合併されるんだから、これらの手続はスムーズにできるはずだよ。

ちなみに費用だけど、③の債権者異議催告(1か月以上の異議期間)の官報公告に約18万円、X会社のY会社の吸収合併による変更登記の登録免許税(収入印紙)に3万円、Y会社の合併による解散登記の登録免許税(収入印紙)に3万円で、計約24万円は必要だね。

なお、司法書士に依頼すれば、費用が数万円要るけど、①の吸収合併契約書の作成、②の株主総会の吸収合併の承認決議議事録の作成、③の債権者異議催告(1か月以上の異議期間)の官報公告手続、X会社のY会社の吸収合併による変更登記、Y会社の合併による解散登記などは全て司法書士がしてくれるよ。

Aさん： なるほどね。一度、税理士さんに相談して、吸収合併の方向で検討してみるよ。

わたし： それがいいね。

年次有給休暇と割増賃金

社会保険労務士
キャリアカウンセラー
田村 実

Q 私の勤めるお店は、週休2日制、1日の所定労働時間8時間(残業は別途計算)となっています。ある週に、1日だけ休日出勤をして5時間働き、同じ週に年次有給休暇を取りました。この場合、休日出勤した日の賃金はどのように計算されますか。

A 労働基準法において、労働時間は原則として1日につき8時間、1週につき40時間を上限として定められています(法定労働時間)。この法定労働時間を超えて働かせた場合、時間外労働として1時間あたりの賃金を25%以上の割増率で計算した割増賃金の支払が義務づけられています。また、原則として1週につき1日の休日を与えなければならないとしています(法定休日。なお、例外として4週につき4日の休日とする変形休日という制度がありますが、ここでは触れません)。この法定休日に労働させた場合、休日労働として1時間あたりの賃金を35%以上の割増率で計算した割増賃金が必要です。

さて、週休2日の労働条件で、1日だけ休日出勤した場合、もう1日の休日は残っているので、「1週1日」の法定休日は与えていることになります。つまり、この休日出勤は、35%増しの休日割増は不要ということになります。しかし、当初の出勤日5日分合計で40時間に達しているので、休日出勤を1分でもすると、そこで40時間を超えてしまいます。つまり、この休日出勤をした日の5時間について、すべての時間を25%増しの125%で計算することになります(1日8時間を超えていなくても、1週40時間を超えているので割増が必要となることに注目してください)。

ところが、同じ週に年次有給休暇(年休)を取ったとのことですので、当初の出勤日のうち実際に労働したのは4日分の32時間となります。割増賃金が必要な時間外労働は、実労働時間でカウントされます。この週は、法定労働時間までにあと8時間の余裕があります。したがって、ご質問のような休日出勤5時間については、25%増しの時間外労働割増さえ必要ありません。結果として、時間あたり賃金を割増無し(100%)で5時間分計算することになります。



前回、前々回と自社株式の移転についてお話ししましたが、その三回目として、今年の税制改正により、今後、以前より大幅に使いやすくなる事業承継税制(非上場株式の相続税・贈与税の納税猶予制度)についてお話します。

簡単に説明しますと、事業承継税制とは、中小企業の後継者が、現オーナーから会社の株式を相続または贈与により取得する際、後継者の保有割合が3分の2に達するまでの部分について、相続税・贈与税が軽減(相続80%分、贈与100%分)される制度です。

(あくまで納税の猶予ですので、途中で要件を満たさなくなった場合は、軽減された税金を支払わなくてはならないという大きなリスクがあります。)

前回までもお話ししました通り、会社の株式の価額は、特に毎年利益を計上している会社の株式の株価は、当初より大幅に増加していることがあります。

この場合、例えば贈与税の非課税の範囲内の年110万円ずつ移転させても何十年もかかってしまう。売買にしても、多額な資金が必要になる。など、自社株式の移転には色々な問題があります。

このような理由から、現オーナーから後継者への株式

の移転、つまりは経営権の移転がスムーズに行われず、その後の相続で後継者以外にも株式が分散してしまい経営が安定しないなどの問題がありました。

以上の事から、計画的で安定的な経営の継続を確保することを目的として、平成21年に事業承継税制は設けられました。

しかし、適用要件が厳しかったため、実際の活用例はとても少ないものでした。

平成25年度の改正により、この制度を受けるための、①手続きが簡素化されたこと、②親族間に限定されていた後継者が親族以外でもよくなったこと、③従業員の人数を5年間毎年8割以上確保しないといけなかったものが、5年平均で8割以上確保になったこと、④現オーナーは贈与時に役員を退任しなければいけなかったものが、代表者を退任すれば役員として残留することが可となった。など、要件が大幅に緩和されました。

この税制について、今回の改正の全てが実施されるのは、平成27年からとなっており、フル活用にはもう少し時間が掛かりますが、後継者を決定された会社においては検討の余地は十分あると思います。

パソコンレスキュー Rescue

パソコンを自動終了する

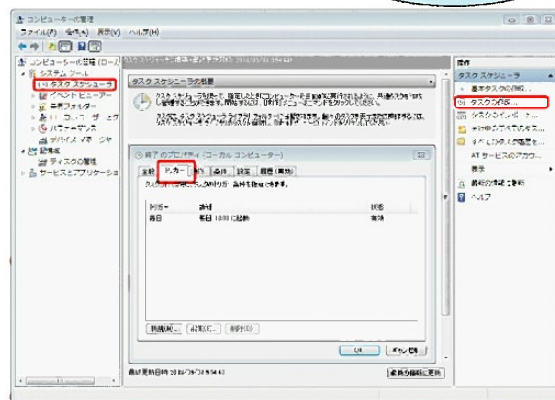


担当：藤井俊之

Windowsのパソコンを指定した時刻に終了するには、タスクスケジューラを使用します。

タスクスケジューラは「コンピュータ」を右クリックして[管理]を選ぶと表示できます。

新しくタスクを作成するには、コンピュータの管理の左側の一覧から「タスクスケジューラ」を選び、右側の操作の「タスクの作成」を選択します。

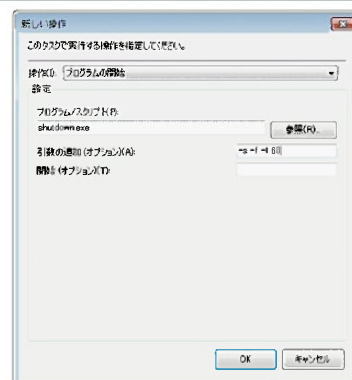


主な設定箇所は、タスクの「全般」、「トリガー」、そして「操作」です。全般では、タスクの名前を設定します。

トリガーでは、1回・毎日・毎週・毎月・日時など、開始のタイミングを指定します。

操作では、開始するプログラム「shutdown.exe」を指定し、引数の追加(オプション)に「-s -f -t 60」を指定します。「-s」はシャットダウンを意味します。「-f」は強制終了を意味します。「-t 60」は60秒待ってから終了することを意味します。

右の例では、毎日18:00にシャットダウンする「終了」という名前のタスクを作成しています。





税務 「領収書」等に係る印紙税の 非課税範囲が拡大されました (平成26年4月1日以降作成されるものに適用されます)

担当: 小柳博美

平成25度税制改正では、領収書などに貼付する印紙に係る印紙税の非課税枠(免税点)が引き上げられることや、「不動産売買契約書」や「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置が大幅に拡充されております。



改正前は、印紙税の非課税枠は、第3号文書の「約束手形、為替手形」のうち記載された手形金額が10万円未満のものや、領収書など第17号文書である「売上代金に係る金銭または有価証券の受取書」のうち記載された受取金額が3万円未満のものなどがありましたが、今回の改正によって、後者の第17号文書の印紙税の非課税枠が、**26年4月1日以降に作成される受取書から5万円未満に引き上げられております。**

一方、消費税が3%から5%に引き上げられた平成9年以降、「不動産売買契約書」(1号文書)と「建設工事請負契約書」(2号文書)のうち、契約金額が1千万円超の契約書については軽減措置が適用され延長されてきましたが、26年4月以後はこれが拡充されております。

25年3月31日で期限切れとなる現行措置の適用期限を5年延長した上で、26年4月1日以後に作成される契約書については、軽減税率がさらに引き下げられております。

これらの軽減措置の対象は、現行、契約金額が1千万円以上のものに限られていますが、26年4月1日以後に作成される契約書については、1千万円超の契約書の税率がさらに引き下げられるとともに、1千万円以下の契約書(不動産売買契約書は10万円超、建設工事請負契約書は100万円超)についても、税率を本則税率の半分とする軽減措置が導入されております。

税務 デッド・エクイティ・スワップー債務の株式化ー ①

担当: 春木円加

デッド・エクイティ・スワップ(Debt Equity Swap)とは、デッド(債務)とエクイティ(資本)をスワップ(交換)することです。頭文字をとってDES(デス)と呼ばれたりします。具体的には、デッド・エクイティ・スワップは債務者である法人が、借入金などの債務を返済しなくてもよいかわりに債権者に株式を発行する取引をいいます。



DESのメリットとしては、借入金が増え資本金が増えるので「自己資本比率」があがり、与信審査が有利になります。また、借入金が増える訳ですから、利子の支払いが軽減されます。さらにDESは相続対策としても活用が可能です。役員借入金がある場合、役員に相続が発生した場合には、役員の法人に対する貸付金は相続財産となります。相続人は返済されるかどうか不明な貸付金に対しても多額の相続税を支払うことになります。そこで、会社に対する貸付金を株式に転換することで、より有利な評価をすることができます。

一方、DESの問題点としては、借入金を資本金に振替えることは現物出資となりますので、株価が上昇することにより、他の株主に対する株価上昇分だけ贈与したとみなされる場合があります。これは、株価が上昇したことにより、他の株主が経済的な利益を受けるためです。また、資本金等の額が増加するため、法人住民税の均等割額が増加したり、先に述べた相続対策についても、同族会社の行為又は計算の否認規定の適用を受けるおそれがあります。一方、債権者側は債権と引換え(金銭債権の譲渡)に株式を取得する訳ですから、支払う消費税については課税売上割合が減少します。課税売上割合が95%未満となった場合には、仕入税額控除について、全額控除の適用を受けられなくなり、税負担が増加すること考えられます。

次回は、債権者・債務者それぞれの課税関係についてお伝えします。

税務 配当等の税金の改正

担当: 吉村千花子



上場株式、株式投資信託等の売却益や配当金等にかかる源泉所得税率は、2013年12月31日まで10.147%という軽減税率が適用されています。しかし、この証券優遇税制が終了し、2014年1月から本来の税率20.315%に戻る予定です。

現在取引中の株式の対策としては、いろいろな案があるようです。

たとえば、保有している株に含み益が発生している場合は2013年12月31日までに全て売ると、現在の10.147%の税率で済みます。ただ、株式を持っている人がこういった考えにシフトしていけば、株価上昇銘柄ほど早く売りに出る可能性もあります。一方、含み損が生じている株は、今売却する必要はなく、2014年になって税率が上がるまで損をそのままにしておくと、確定申告をすることで売却損を最長で3年間利益から差し引けるのでおすすめだというのがインターネットや新聞が対策案として出していました。

また、証券優遇税制の終了の代わりに導入される制度として、「NISA(ニーサ)」という制度を使うという対策もあります。ご存じでしょうか？ 剛力彩芽が出てくるテレビCMで、最近よく見かけるような気がします。

「NISA(ニーサ)」とは日本版ISA(＝少額投資非課税制度)のことで、1993年からイギリスで取り入れられている「ISA(個人貯蓄口座)」の制度にならって作られた「株式投資信託等の売却益や配当金等の配当金や売買益等において、値上がり益や配当金を非課税にする制度」です。2014年1月から導入されることになりました。これを使うことによって、税金面で大きなメリットが受けられるようです。

大まかに言うと、毎年100万円を上限として、新規購入する上場株式、株式投資信託等の売却益や配当金等の配当金や売買益等を最長5年間非課税にする制度です。2014年1月から2023年までの10年間、毎年新たに100万円の非課税枠が設定され、非課税の期間は、それぞれ5年間まで、最高合計500万円までの配当源泉所得税額が20.315%かかるところが非課税となります。

みなさんはどんな対策を考えていますか？

税務 店舗の改装でも税制の優遇があります

担当: 宗盛早織



商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等が建物付属設備(1台60万円以上)又は、器具備品(1台30万円以上)を取得した場合に、特別償却または税額控除が受けられます。

(平成25年4月1日～平成27年3月31日の間に行った設備投資)

※税額控除は個人事業者又は資本金3000万円以下の法人のみ選択できます。

【特別償却: 30%、税額控除: 7%(法人税・所得税額の20%を限度)】

この税制優遇を受けるための要件

- ① 青色申告書を提出する個人事業者、又は、資本金1億円以下の中小企業で商業・サービス業・農林水産業を営む方
- ② 認定経営革新等支援機関からのアドバイスを踏まえた設備導入であること

店舗の改装・設備更新を検討の方は、適用可能かどうか事前に当事務所にご相談ください。当事務所も認定経営革新等支援機関です。

花子33歳 おおばらう

CSをめざせ



～トレンドを読む～

担当 大場史郎

ハイブリットかディーゼルか

自動車の本命は日本ではハイブリットが主流になりつつある。

この秋の新車は各社ハイブリット車を発表する。この分野は現在トヨタが独走に近い状態にあるが、ホンダも中型車のアコードでリッター30kmと軽自動車並みの燃費を実現し、秋にはフィットで現在世界1位の低燃費のトヨタのアクアを超えるという。地元のマツダもトヨタの技術を使いアクセラにハイブリットを載せるとのこと。しかし、ハイブリットはあくまでも暫定車種で、大気汚染の原因となる二酸化炭素など有害物質の何割かはカットされても、無くなるわけではない。

究極のエコカーといえば、電気自動車か、燃料電池車だろう。

電気自動車は文字どおり電気（電池）で走る。日産のリーフは現在売られているが、予定した販売台数には程遠い。燃料電池車は水素を燃料とし、空気中の酸素と反応させて、電気を起こし、排気ガスは一切出さず、化学反応をした水だけを出す。水素も製鉄所、化学工場など産業界で、副産物として多く発生し、利用されずにいるので、石油の輸入量も削減できるものと思われる。

自動車メーカーは現在燃料電池車を本命と見ている。電気自動車の欠点は電池の充電に時間がかかることと、走行距離が短いこと。今後電池の改良が進んで、走行距離はもっと伸びるだろうが、根本的に電池とモーターで走る自動車は構造が極めてシンプルで、現在の自動車産業のように多くの関連部品を必要としない。ということは異業種からの参入が相次ぎ、現在の寡占状態が崩れる可能性がある。その点、燃料電池車はモーターで動くとはいえ、発電装置も伴うわけで、おいそれとは異業種からの参入は難しい。走行距離も現在でも700km程度とほぼガソリン車と同じくらい走れる。ホンダ、トヨタとも2020年に実用化を目指すと言っている。後6～7年である。それまではハイブリット、環境対応のディーゼルなどが暫定的に主役となるだろう。ハイブリット車の電池の寿命は8～10年という。その時に10万円とも40万円ともいう電池及び関連部品の載せ替え費用がいる。当然、下取り価格もそういった費用を考慮した金額になる。同じように低燃費で単価の安い軽油を使うディーゼル車は構造は複雑でなく、ハイブリット車のように多額の修理はかからない。ヨーロッパでは乗用車の8割がディーゼル車だという。白い排ガスを出すディーゼル車は日本ではどうも悪役と見られる。近頃はそんな排ガスを出すディーゼル車はよほど古い車種を除いて見られなくなった。地元マツダから低圧縮比のクリーンディーゼル車も発売されている。最近徐々に一回り大きいガソリンエンジン並みのトルクの大きく（力の強い）、環境に優しいディーゼル車の良さも見直されてきた。

総合的に考えると意外に暫定期間の正解はディーゼル車かもしれない。

☆ シンプルスピード 初級編 ☆

担当:宗盛早織

補助を活用しよう！

補助集計表の活用

先月は、補助集計表の作成の方法をお知らせしましたね。続いて今月は補助集計表の活用法をお知らせします。

前回作成した表がこちらです。

No.	内 容	前期末累計	借方金額	貸方金額	7月末累計	構成比
1	A社	83,695	40,500	83,695	25,500	2.9%
2	B社	161,550	126,040	107,665	178,925	20.9%
3	C社	48,800	370,490	245,430	173,800	20.2%
4	D社	0			0	
5	E社		51,135	0	51,135	5.9%
6	F社		70,300	0	70,300	8.1%
7	G社	-2,395	244,500	202,500	39,605	4.6%
8	H社	16,600	90,900	91,500	76,000	8.8%
10	J社	0			0	
11	K社		153,405	0	153,405	17.3%
12	L社		94,900	94,900	0	
13	合 計		62,400	62,400	0	

たくさんボタンがついていますよね。

主な機能からご説明します。

まず上部にある3つのソート機能からです。

出力された補助集計表ですが、一番最初はNo. ごとに並んでいます。

補助がだんだん増えていくと画面からはみ出したりしてわかりにくくなります。

そこで**当月残高**（〇月末累計の残高）、**補助名**（補助一覧で入力したふりがな）でソートすると管理がぐんと簡単になります。

それでも該当する補助が見当たらないと言った場合には、その横の検索機能が役に立ちます。

No.	内 容	前期末累計	7月末累計	構成比
5				
6				
合 計				

検索条件を複製することにより、必要なNo. だけ選ぶことができます。

No.	内 容
1	A社
2	E社

続いてこの印にお気づきでしょうか？

ここも実はボタンになっていて、右の三角を押すと今期に入力した仕訳の補助簿をみることができます。

年月日	相手科目	摘 要	借方金額	貸方金額	果 計	税額
12.05.03	伊予普通	6/20		88,055	880	
12.06.03	支払手数料	6/20		420		
13.05.15	取 入	サービス売上	15,000		15,000	
13.05.29	伊予普通	3/15		14,530	420	
13.09.29	支払手数料	3/15		420		
13.07.01	取 入	サービス売上	25,500		25,500	
	計		40,500	90,605		

一番右の累計がゼロになっているのがおわかりですか？

今表示されているのはA社の売掛金ですが、残高がゼロということはちゃんと回収されているということがわかります。もし、残高が残っていたら入金がマダなのか金額を間違えたのかすぐに把握することもできます。

仕訳の間違いが発覚したら、左の三角ボタンで仕訳帳に飛べるのですぐに修正もできて便利です。

さらに、前年も同じように補助を使っていた場合には、補助集計表の一番左の◆ボタンから前年の補助集計表を表示することができます。

補助集計表は、経理をしていく上でかかせない機能のひとつです。

使いこなすことで日々の経理も楽になりますよ。



お婆ちゃん



山田さん
定期預金が
満期になて
います



百万円預けて
いくらで返ってくるんじや
どれどれ 百飛びく
千円か……



晩の
おかずに
ならんやあ
銀行は倍返しと
ちがうのかい



それにしても
すすめの涙
だねえ

お婆ちゃん
丁の
半沢直樹の
見すぎでい

事務所からのお知らせ

宮本佳依

◆厚生年金保険の保険料率 引き上げ

平成25年9月分(10月納付分)より、0.354%引き上げられます。

給料計算にシンプルスピードをご利用頂いている関与先の皆さまには、一部ファイルの更新をして頂かなければなりません。詳しくは、各担当者へお問い合わせください。

◆固定資産税

固定資産税の3期分の支払期限は9月30日(月)までです。

セミナーのお知らせ

当事務所では、いろいろなテーマで毎月セミナーを開催しております。次回、10月8日(火) 社会保険労務士 田村 実

社長さん、企業は人ですよ【2】「従業員、自立のすすめ」

場所: 大場税務会計3階 会議室

時間: 13:30~15:00

定員: 20名程度 《入場無料》

持ち物: 筆記用具

ご多忙中とは存じますが、ご参加くださいますようお願い申し上げます。関与先以外のかたも、お誘い合わせのうえお越しください。

お車でご来場のかたは、近隣のコインパーキングのご利用をお願い申し上げます。

編集後記

原 美幸

夏休みに子どもと一緒に「マジックツリーハウス31巻 インド大帝国の冒険」という本を読みました。「マジックツリーハウス」は児童文学シリーズで、日本では34巻まで発売されているそうです。映画化もされているので、ご存知の方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

簡単にまとめると、ジャックとアニーの兄妹が、魔法のツリーハウスを使って、好きな時代の好きな場所に行って冒険をするお話です。衣装も変えてくれます(驚)

私たちが読んだ31巻は17世紀のムガル帝国へ行くお話でした。終盤で「皇帝シャー・ジャハーンが、亡くなった王妃のためにタージ・マハルを建築した」という事が書いてありました。知っている名前「タージ・マハル」が出てきたので、早速スマホで検索すると、時代も人物名も建物も、本に書いてある通りの事が出てきて、とても驚きました。

あとで知ったのですが、「マジックツリーハウスの冒険に出てくる国や時代は正確で、読書をしながら歴史や文化、自然などについて学べるように書かれている。」そうです。

読書が苦手な子どもにとってちょうど良いページ数で、楽しく読めて、歴史も学べて、良い本に出会ったなと思いました。